

茅ヶ崎市立小・中学校開放事業における
屋内運動場空調設備運用指針

茅ヶ崎市教育委員会

令和7年4月

目次

1 はじめに	1
(1)本指針について	1
(2)学校施設における環境負荷低減について	1
2 夏季の空調設備(冷房)の使用について	2
(1)空調設備(冷房)の使用期間について.....	2
(2)空調設備(冷房)の設定温度について	2
3 冬季の空調設備(暖房)の使用について	2
(1)空調設備(暖房)の使用期間について.....	2
(2)空調設備(暖房)の設定温度について	2
4 その他	3

1 はじめに

(1) 本指針について

本指針は、屋内運動場に設置されている空調設備(エアコン)の使用に際して地球環境にも十分配慮しつつ、適正かつ有効に使用してもらうため、空調設備の運用について一定の方向性を示すものです。

今後も、各小・中学校において、本指針を基に更なる省エネルギー化に向け、創意工夫を加えた取り組みをお願いします。

(2) 学校施設における環境負荷低減について

空調設備を導入することは、教育活動のなかで快適な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象や、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出といった環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

茅ヶ崎市教育委員会としても、施設面でより良い教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を少しでも低減するよう多様な取組を進めています。

更に、環境に対する負荷を一層低減するためには、ひとり一人が環境問題に対する意識をより一層向上させ、一体となって取り組むことが重要です。

本指針を基に、使用者でより一層の創意工夫を加えながら、環境にやさしい空調設備の使用を進めるよう努めてください。

2 夏季の空調設備(冷房)の使用について

(1)空調設備(冷房)の使用期間について

概ね、6月中旬から9月下旬までを基本とします。

なお、使用者の体調等を考慮して、使用期間を調整してください。

使用時に運転・停止を行ってください。

また空調機を使用する際は、冷房効果を高めるために、必ず出入り口の扉を閉め、暗幕を併用するなど遮熱対策を行ってください。

(2)空調設備(冷房)の設定温度について

基本的に空調設備(冷房)の設定温度は26℃～28℃とします。

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

3 冬季の空調設備(暖房)の使用について

(1)空調設備(暖房)の使用期間について

概ね、12月上旬から3月上旬までを基本とします。

なお、使用者の体調等を考慮して、使用期間を調整してください。

使用時に運転・停止を行ってください。

また空調機を使用する際は、暖房効果を高めるために、必ず出入り口の扉を閉め、暗幕を併用するなど対策を行ってください。

(2)空調設備(暖房)の設定温度について

基本的に空調設備(暖房)の設定温度は 18℃ とします。

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩す原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

4 その他

・換気について

屋内運動場の環境保持のため、時々窓を開けたり、十分な換気に努めてください。

また、掃除時間中は空調設備を停止し、窓を開けて実施してください。使用したまま掃除されますと、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機が故障する恐れがあります。

・暗幕での調節について

空調設備使用中は扉や窓を閉め、状況に応じて暗幕を閉めることで、屋内運動場の空調効率の向上や、エネルギーの節減につながります。

・湿度が高い場合には、冷房使用後に換気などを行うと結露が発生する場合がありますので注意が必要です。

・環境負荷の低減ならびに電気代の節約にご協力願います。